

## 九都県市首脳会議「児童虐待防止体制の充実について」 に係る要望の実施について

令和元年11月6日に開催された第76回九都県市首脳会議における合意に基づき、千葉県が九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）を代表して、児童虐待防止体制の充実について、国に対して要望を実施しますので、お知らせします。

- 1 実施時期 令和元年11月21日（木）
- 2 要望先 厚生労働省
- 3 要望内容 別添要望書のとおり

要望活動等については、千葉県にお問い合わせください。

**【九都県市首脳会議について】**

千葉県総合企画部政策企画課

電話：043-223-2207

**【要望内容について】**

千葉県健康福祉部児童家庭課

電話：043-223-2356

問合せ先  
〔広域行政課〕  
電話：042-769-8248

## 児童虐待防止体制の充実について

本年4月24日、九都県市首脳会議において「児童虐待の防止に向けた共同宣言」を採択し、未来のある子どもの大切な命が二度と失われることがないように、九都県市一丸となって、児童虐待防止に全力で取り組んでいくことを宣言した。

児童虐待については、平成30年度における児童相談所の相談対応件数が過去最多となるなど増加の一途をたどり、子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、依然として深刻な状況にある。

国においては、本年6月26日には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、市町村及び児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化等の措置を講じるなど、対策を強化しているところではあるが、九都県市の取組がしっかりと進むよう、国が責任を持って行うべき事項について、以下のとおり要望する。

- 1 児童福祉法等の改正により、児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保健師などの専門職員の配置基準が見直されたところであるが、都市部における人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、十分な人材の確保・育成対策及び児童福祉司のみならず児童心理司などの専門職の処遇改善を含む財政措置を講じること。
- 2 児童虐待の未然防止のためには、子ども家庭相談の窓口となる市区町村の体制強化が重要であることから、市区町村における人材の確保や体制整備のための支援及び財政措置を講じること。

- 3 児童相談所の一時保護所においては、虐待の深刻化などによる手厚いケアが必要な児童に十分に対応できるよう、各自治体の現状等を踏まえて職員の配置基準の見直し及び財政措置を講じること。
- 4 児童相談所を設置する中核市や特別区に対し、専門的人材の確保・育成対策や、一時保護所等の整備・運営に係る補助制度の充実など必要な財政措置を講じること。

令和元年11月21日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎